

資料 2	令和8年6月25日（木）
	地域密着型サービス事業所集団指導

令和7年度地域密着型サービス事業所運営指導結果について

由利本荘市

令和7年度 地域密着型サービス事業所等に対する指導・監査の実施状況

事業所等の区分	事業所数 (集団指導時点)	実施事業所数			指導件数			勧告・指導件数		
		集団指導	運営指導	監査	文書	口頭	合計	勧告	改善指導	合計
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	2	1		2	1	3			
夜間対応型訪問介護										
地域密着型通所介護	13	13	4		5	7	12			
(介護予防)認知症対応型通所介護	1	1								
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	1	1								
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	16	16	2		2	0	2			
地域密着型特定施設入居者生活介護										
地域密着型介護老人福祉施設	3	3	2		1	3	4			
看護小規模多機能型居宅介護	1	1	1			1	1			
合 計	37	37	10		10	12	22			

※ 集団指導は、令和7年8月19日に実施

※ 運営指導は、令和7年9月30日から11月20日の期間に実施

令和7年度 地域密着型サービス運営指導の主な指導事項

※基準省令:指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

番号	基準省令 (条例)	指導事項	指導分類	事業所数	指導内容
1	第3条の7 (第9条)	内容及び手続の説明及び同意	口頭	1	重要事項説明書について、加算名称の修正と算定していない加算を削除し、現状と合わせること。
2	第3条の31 (第34条)	衛生管理等	文書	1	感染症対策委員会について、おおむね6月に1回以上定期的に開催すること。
3		報酬基準	文書	1	総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)について要件を満たさないので、過誤調整とすること。

②地域密着型通所介護

番号	基準省令 (条例)	指導事項	指導分類	事業所数	指導内容
1	第3条の7 (第9条)	内容及び手続の説明及び同意	口頭	3	重要事項説明書について、第三者評価の実施状況、料金表の金額の修正と総合事業対象者を記載すること。
			口頭	1	重要事項説明書について、第三者評価の実施状況、料金表の金額の修正と総合事業対象者を記載すること。また、キャンセル料について運営規程と合わせること。
			文書	1	重要事項説明書について変更があれば、署名・捺印をもらうなど書面によって確認すること。

令和7年度 地域密着型サービス運営指導の主な指導事項

※基準省令:指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

2	第3条の38の2 (第42条)	虐待の防止	口頭	1	虐待の防止のための指針について、不足の項目があるので確認の上、整備すること。
3	第20条 (第63条)	従業者の員数	文書	1	サービス提供時間に介護職員が常時1名以上、確保されるよう配置を行う必要があることに留意すること。
4	第30条 (第73条)	勤務体制の確保等	口頭	1	管理者と相談員の兼務関係を明確にすること。
			口頭	1	勤務体制の確保等について利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておくこと
			文書	2	勤務体制の確保等について従業者の兼務関係等を明確にすること。
			文書	1	ハラスメント防止の方針を明確化し、必要な措置を講じること。

③(介護予防)認知症対応型共同生活介護

番号	基準省令 (条例)	指導事項	指導分類	事業所数	指導内容
1	第97条 (第150条) 予防 (第89条)	認知症対応型共同生活介護の取扱方針	文書	1	外部評価の結果について、公表を行うこと。
2	第97条 (第150条) 予防 (第89条)	取扱方針	文書	1	新規採用時の研修を行うこと。

令和7年度 地域密着型サービス運営指導の主な指導事項

※基準省令:指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

3	第3条の30の2 (第33条) 予防 (第29条)	業務継続計画の策定	文書	1	新規採用時の研修を行うこと。
4	第33条 (第76条) 予防 (第32条)	衛生管理等	文書	1	新規採用時の研修を行うこと。
5	第3条の38の2 (第42条) 予防 (第39条)	虐待の防止	文書	1	新規採用時の研修を行うこと。

④地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

番号	基準省令 (条例)	指導事項	指導分類	事業所数	指導内容
1	第3条の7 (第9条)	内容及び手続の説明及び同意	口頭	1	重要事項説明書(別紙料金表を含む)について、加算要件の修正と算定していない加算を削除し、現状と合わせること。
			口頭	1	重要事項説明書について、居住費の段階説明文の修正、三食の食費の記載を追加、職員の勤務時間を修正し、現状と合わせること。
2	第146条 (第201条)	管理者による管理	口頭	1	管理者は、原則として専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理業務に従事するものとするが、他の職務を兼務する場合は兼務体制を明確にすること。
3		報酬基準	文書	1	初期加算について、ショートステイ利用から地域密着型介護老人福祉施設に日を空けることなく入所し、引き続きサービス利用をした場合、要件を満たさないで過誤調整とすること。

令和7年度 地域密着型サービス運営指導の主な指導事項

※基準省令:指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

⑤看護小規模多機能型居宅介護

番号	基準省令 (条例)	指導事項	指導分類	事業所数	指導内容
1	第3条の7 (第9条)	内容及び手続の説明及び同意	口頭	1	重要事項説明書について、加算の名称と単価を修正し、現状に合わせるこ と。